

「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査
最終報告に向けた論点のとりまとめ」データ一部修正のおしらせ

平成20年4月9日
内閣府男女共同参画局

平成20年3月4日第28回男女共同参画会議において報告された「高齢者の自立した生活に対する支援に関する監視・影響調査最終報告に向けた論点のとりまとめ」について、本データに一部誤りがありましたので、資料2－2を別紙のとおり修正致します。

なお、当該修正が、本とりまとめの結論には影響を及ぼさないことを申し添えます。

■ 男女別に見た高齢者の自立をめぐる現状 <参考図表> P 2 2

修正前

図表 40 介護労働者の職種別きまって支給する現金給与額等

	年齢(歳)	勤続年数 (年)	きまって支給 する現金給与 額(千円)	所定内給与額 (千円)	年間賞与その 他特別給与額 (千円)	年収試算額 (千円)
男性労働者	41.6	13.4	372.1	337.8	1057.8	5111.4
女性労働者	38.7	8.7	239.0	222.5	566.4	3236.4

資料:「介護労働実態調査—介護労働者の就業実態と就業意識調査」((財)介護労働安定センター、平成 18 年)

資料出所:平成 17 年賃金構造基本統計調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

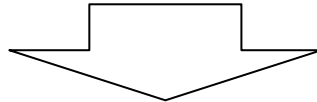
注:賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、下記算式により参考数値として試算した。

年収試算額=「所定内給与額×12ヶ月+年間賞与その他特別給与額」

◎「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは、事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額。手取額でなく、税込みの額。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含む。

◎「所定内給与額」とは、月間決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額以外のものをいう。



修正後

図表 40 介護労働者の職種別きまって支給する現金給与額等

		年齢(歳)	勤続年数 (年)	きまって支給 する現金給与 額(千円)	所定内給与 額 (千円)	年間賞与その 他特別給与額 (千円)	年収試算額 (千円)
全産業	男性労働者	41.6	13.4	372.1	337.8	1057.8	5111.4
	女性労働者	38.7	8.7	239.0	222.5	566.4	3236.4
介護 労働者	福祉施設介護員(男)	32.1	4.9	227.9	214.7	577.1	3153.5
	福祉施設介護員(女)	37.0	5.1	204.3	193.3	490.6	2810.2
	ホームヘルパー(女)	44.1	4.9	198.8	187.3	376.1	2623.7
	介護支援専門員(女)	45.3	7.7	260.5	251.6	714.9	3734.1

資料:平成 17 年賃金構造基本統計調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)

注:賃金構造基本統計調査は年収は調査していないが、下記算式により参考数値として試算した。

年収試算額=「所定内給与額×12ヶ月+年間賞与その他特別給与額」

◎「きまって支給する現金給与額」とは、労働契約、労働協約あるいは、事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額。手取額でなく、税込みの額。

現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などが含まれるほか、超過労働給与額も含む。

◎「所定内給与額」とは、月間決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額以外のものをいう。